

# 三原市医師会病院

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容

目標①ハラスメントに関する院内研修の実施や相談窓口の強化（メールで相談を受け付けるなど）を行うことで、未然にハラスメントを防止する。これにより、離職率を10%低下させることを目指す。

目標②子の看護休暇制度の利用実績を男女ともに（対象となる層）40%以上とする。  
当院ではワークライフバランスを重視しており、子育て世代の負担軽減を目的とし看護休暇は有給で取り扱っている。対象となる職員に対して制度の周知や相談を強化することで取得促進を促していく。

取組内容①

令和6年1月～ ハラスメント相談窓口が総務課になっていることを再度院内に周知する。

令和6年2月～ ハラスメント相談窓口用メールアドレスを作成し、相談体制の強化を図る

令和6年3月～ 院内研修会の計画を策定し、随時研修を行っていく。

取組内容②

令和4年3月～ 該当者のリストアップをし計画表を作成する。

令和4年4月～ 職場全体への周知を行い、取りやすい環境を作る。

令和4年10月～ 集計に基づき実績を出していく。

## R6.4.1現在

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	64.0%
正規労働者	76.7%
非正規労働者	78.0%

対象期間：令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く。